

## 第1 法律Pに閣下主張①の当否

1. 活動家らは法律Pは憲法引条に違反すると主張しているが、  
憲法引条は刑事手続を前提として規定であり、行政処分を定める  
法律Pへの適用が問題となる。  
*Good!* 問題意識良いですね。

2. 行政処分の中には刑事罰に類似したものもあることを踏まえ、  
行政手続にも憲法引条の保障が及ぶと考えるべきであり、法律P  
にも憲法引条の適用可能性がある。  
*あらゆる行政手続について31条の保障が及ぶのですか。*

3. ただし、行政活動は公益の実現や迅速性の要請などの点も踏まえ、  
当該法律により課せられる私人の制約と、実現する公益を比較  
軽量の上、憲法引条の合憲性を判断すべきである。  
*憲法31条の合憲性を判断するのですか。*

4. 法律Pにより課せられる私人の制約は、財産権である建築物  
の一定期間の使用制限に過ぎない。一方で法律Pにより達成する  
公益はA県におけるB空港の開設であり非常に大きなものである。  
*もう少し丁寧な説明がほしかったです。*  
そのため、法律Pが建築物の使用制限に既立ち告知・聴聞の  
機会を与えていないことは不合理とは言えない。

5. したがって、法律Pは憲法引条に違反しておらず、主張①は  
ここでいう失当とは実体法上無意味なことをさすため、厳密には認められないとか理由がないという方が正確だと思います。  
*失当である*

## 第2 法律Qに閣下主張②の当否

1. 主張②にある憲法35条も刑事手続を前提として規定  
であり、行政処分を定める法律Qへの適用が問題となるが、  
先述の通り行政手続も保障が及ぶと考えるべきであり、  
法律Qにも適用がある。  
*あらゆる行政手続が保障の対象でしょうか。*

3. ただし、行政法である法律Qへの適用については、

なぜこのように判断するのか、簡潔なもので  
良いので理由付けをしましょう。

当該法律が刑事罰を目的としているか、刑事罰を目的とした  
資料収集を目的とするか、課せられる私人の制約の程度、  
行政の目的と手段の均衡などを踏まえ、憲法35条の合憲性  
を判断すべきである。

何を判断するかは丁寧  
な検討が必要です。

4. 法律Qは刑事罰を目的やそのための資料収集を目的とした  
ものではなく、法律Pによる建物使用禁止の履行を確保すること  
を目的としている。  
*Good!* また、法律Qにより私人に課せられる制約  
の程度は1J、法律Pにより使用禁止された建物への入り  
に過ぎず、制約は小さいと言える。一方でこれにより達成を目指  
す公益は空港開設であり非常に大きい。  
*もう少し説明が必要です。* そのため、法律Qが  
令状な建物内への立ち入りを認めるのも、不合理とは  
言えない。

5. したがって、法律Qは憲法35条に違反しておらず、主張②  
は失当である。

不正確だと思います。

以上

1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	

1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	

# 憲法 第4回 答練問題

## 講評

### 採点基準

	配点	得点
第1 主張①について	[15]	[7]
(1) 禁止命令が行政処分であることを踏まえ、31条が適用又は準用されるか否かについて論じていること	9	5
(2) 以下の事実を指摘し、法律Pが31条に違反するか否かについて、論じていること ・制限を受ける権利は、工作物についての財産権であること ・達成しようとする公益は、新空港の開設であること	6	2
第2 主張②について	[15]	[7]
(1) 法律Qに基づく立入りが行政手続であることを踏まえ、35条が適用又は準用されるか否かについて論じていること	7	3
(2) 以下の事実を指摘し、法律Qが35条に違反するか否かについて、論じていること ・立入りの目的は禁止命令の履行確保であること ・刑事責任追及のための資料の取得収集に直接結び付く作用を一般的に有するものではないこと ・テント内への立入りは、強制の度合いが低いこと ・達成しようとする公益は、新空港の開設であること	8	4
合計点	30	14

答案全体として検討の対象がずれていた印象です。重要な部分ですのでよく検討して答案作成するようにしましょう。本件論点に対する理解がやや不十分であることも要因の1つであると考えられます。本件論点について関連判例がどのような論理でどのようなことをいっているのか今一度よく確認しておきましょう。

また、不正確な記載も見受けられました。法律論文問題は論理的・説得的な論述が要求されており、そのためには正確な記載が必要です。少し表現が変わるだけで意味が大きく変わったり伝わらなくなったりします。表現の細かい部分にも気を配って答案作成するようにしましょう。

そして、結論はともかくそこに至るまでの過程について説明がやや不十分である印象を受けました。採点者は答案の記載のみをみて判断し採点します。答案の記載のみで答案作成者の理解や主張が採点者に正確に伝わるよう、丁寧な説明を心掛けましょう。今後も頑張ってください。

以上